

第1章 計画の概要

第1節 計画策定の趣旨

当地域は、中枢管理機能が集積している京都市の周辺部とその近郊地域において、開発の進展による人口の増加、産業の集中が著しく、市街地が急速に拡大していた。

このため、環境汚染問題が顕在化した。その後、引き続き経済活動の拡大、都市化及びモータリゼーションの進展が見込まれたことから、問題の更なる深刻化が懸念された。

そこで、昭和47年度を初年度とする公害防止計画（京都府淀川流域公害防止計画）を策定し、その後、京都地域公害防止計画との統合等を経て、平成18年度まで35年間にわたり総合的な公害防止施策の推進を図ってきた。

平成18年度における環境質の状況は、以下のとおりである。

1 大気汚染

二酸化硫黄は、12測定局全局において、環境基準を達成している。

二酸化窒素については、25測定局全局において環境基準を達成しており、11局において環境基準のゾーン（0.04～0.06ppm）内、14局において環境基準のゾーン未満である。

一酸化炭素については、6測定局全局において環境基準を達成している。

浮遊粒子状物質については、24測定局全局において、環境基準を達成している。

光化学オキシダントについては、17測定局全局において環境基準を達成していない。

ベンゼンについては、8測定地点全地点において環境基準を達成している。

トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンについては、3測定地点全地点で環境基準を達成している。

ダイオキシン類については、12地点で測定を実施したが、全地点において環境基準を達成している。

2 水質汚濁

河川の健康項目については、28河川54地点全地点で環境基準を達成している。生活環境項目については、BODの指標で見ると、18水域すべてで環境基準を達成している。

地下水については、90地点中3地点で砒素が、2地点で総水銀が、7地点でテトラクロロエチレンが、6地点で硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が、また1地点でほう素が環境基準を超過している。

ダイオキシン類については、河川15地点、底質13地点、地下水11地点全地点において環境基準を達成している。

3 土壌汚染

市街地における土壌汚染については、2件が判明している。

4 騒音・振動

道路に面する地域以外の地域の騒音については、一部の測定地点において環境基準を達成していない。

自動車交通騒音については、点的評価では、87地点中昼間32地点、夜間34地点で環境基準を達成していない。また、面的評価では、実施70地点中昼間時間帯の環境基準達成率は90%、夜間時間帯の環境基準達成率は86%である。

新幹線鉄道騒音については、30測定地点中5地点で環境基準を達成していない。
騒音については239件、振動については18件の苦情があった。

5 悪臭

悪臭については、260件の苦情があった。

6 地盤沈下

京都市南部、向日市、長岡京市及び大山崎町において地盤沈下の傾向が認められたが、近年その傾向は鈍化している。

当地域では、このように依然として解決すべき課題が残されていることから、今後も引き続き総合的な公害防止策を展開していく必要がある。

当該地域に係る公害防止計画は、旧計画の成果を評価、検討した上で、施策間の優先度、緊急度を勘案しつつ、国の施策と有機的な連携を保ちながら、持続可能な社会の形成を目指すものとし、公害防止のための施策、自然環境保全のための施策及び地球環境保全のための施策を総合的かつ計画的に実施すること等により、公害の早急な解決を図り、公害の未然防止の徹底に努め、もって地域住民の健康を保護し、生活環境を保全するための計画として策定する。

第2節 地域の範囲

公害防止計画を策定する地域は、京都府の区域のうち、京都市、宇治市、向日市、長岡京市、八幡市、大山崎町及び久御山町の区域（平成19年10月5日現在の区域）とする。（図1-2-1参照）

第3節 計画の目標

当地域における汚染物質等の項目ごとの目標は表1-3-1に示すとおりであり、各種の公害防止施策等の推進により、未達成の目標が平成22年度末を目途に達成されるよう努めるものとして本計画を策定する。

なお、環境基本法第16条に基づく環境基準等が設定又は改定されたときは、当該環境基準等に係る部分を変更した別表をもって本計画の別表とみなす。また、新たに環境基準等の超過が確認されたときは、必要な対策を講じるものとする。

第4節 計画の主要課題

本計画における主要課題は、以下のとおりとする。

1 自動車交通公害

大気汚染及び騒音の著しい沿道における自動車交通公害の防止を図る。

2 河川の水質汚濁

大阪湾に流入するCODの汚濁負荷量の削減並びに窒素及びりんによる富栄養化の防止を図る。

第5節 計画の期間

本計画の実施期間は、平成19年度から平成22年度までの4年間とする。

第6節 関係法令による地域指定の概要

当地域における関係法令による地域指定の状況は、表1-6-1のとおりである。

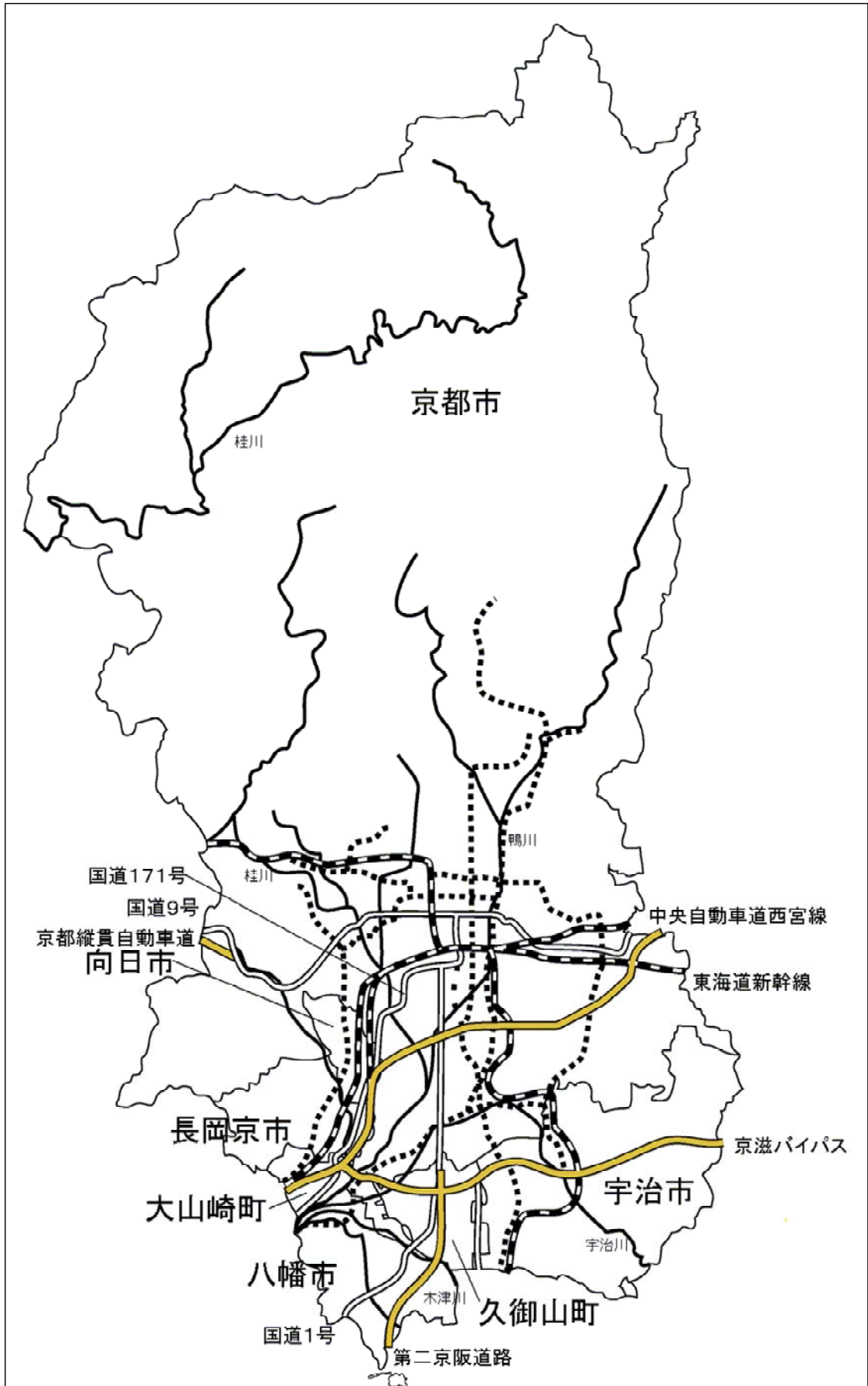


図1-2-1 京都地域公害防止計画策定地域図

表1-3-1 計画の目標

区分	目 標	適用区域		
1 大 気 汚 染	「大気汚染に係る環境基準について」(昭和48年環境庁告示第25号)第1に定める環境基準 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>光化学オキシダント</td> <td>1時間値が0.06ppm以下であること。</td> </tr> </table>	光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。	工業専用地域、車道その他の一般公衆が通常生活していない地域又は場所以外の区域
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。			

区 分	目 標	適用区域												
2 水 質 汚 濁	「地下水の水質汚濁に係る環境基準」(平成9年環境庁告示第10号)第1に定める基準値 <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>基 準 値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>砒 素</td> <td>0.01mg/1以下</td> </tr> <tr> <td>総 水 銀</td> <td>0.0005mg/1以下</td> </tr> <tr> <td>テトラクロロエチレン</td> <td>0.01mg/1以下</td> </tr> <tr> <td>硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素</td> <td>10mg/1以下</td> </tr> <tr> <td>ほ う 素</td> <td>1mg/1以下</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	基 準 値	砒 素	0.01mg/1以下	総 水 銀	0.0005mg/1以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/1以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/1以下	ほ う 素	1mg/1以下	全計画地域(ただし、汚染が専ら自然的要因によることが明らかであると認められる場合を除く。)
項 目	基 準 値													
砒 素	0.01mg/1以下													
総 水 銀	0.0005mg/1以下													
テトラクロロエチレン	0.01mg/1以下													
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/1以下													
ほ う 素	1mg/1以下													

区 分	目 標	適用区域																												
3 騒 音	<p>(1) 「騒音に係る環境基準について」(平成10年環境庁告示第64号)第1に定める基準値</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">地域の類型</th> <th colspan="2">基 準 値</th> </tr> <tr> <th>昼 間</th> <th>夜 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A及びB</td> <td>55 dB以下</td> <td>45 dB以下</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>60 dB以下</td> <td>50 dB以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>ただし、次表に掲げる地域に該当する地域については、目標値は上表によらず、次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">地域の区分</th> <th colspan="2">基 準 値</th> </tr> <tr> <th>昼 間</th> <th>夜 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域</td> <td>60 dB以下</td> <td>55 dB以下</td> </tr> <tr> <td>B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域</td> <td>65 dB以下</td> <td>60 dB以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th colspan="2">基 準 値</th> </tr> <tr> <th>昼 間</th> <th>夜 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>70 dB以下</td> <td>65 dB以下</td> </tr> </tbody> </table>	地域の類型	基 準 値		昼 間	夜 間	A及びB	55 dB以下	45 dB以下	C	60 dB以下	50 dB以下	地域の区分	基 準 値		昼 間	夜 間	A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 dB以下	55 dB以下	B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 dB以下	60 dB以下	基 準 値		昼 間	夜 間	70 dB以下	65 dB以下	<p>「環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令」(昭和46年政令第159号)に基づき、知事が地域の区分ごとに指定する地域</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center;"><地域の類型></p> <p>A：都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に掲げる用途地域として定められた第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域</p> <p>B：都市計画法第8条第1項第1号に掲げる用途地域として定められた第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域</p> <p>C：都市計画法第8条第1項第1号に掲げる用途地域として定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域(久御山町の区域のものに限る。)</p> </div>
地域の類型	基 準 値																													
	昼 間	夜 間																												
A及びB	55 dB以下	45 dB以下																												
C	60 dB以下	50 dB以下																												
地域の区分	基 準 値																													
	昼 間	夜 間																												
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 dB以下	55 dB以下																												
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 dB以下	60 dB以下																												
基 準 値																														
昼 間	夜 間																													
70 dB以下	65 dB以下																													
新 幹 線 騒 音	<p>(2) 「新幹線鉄道騒音に係る環境基準について」(昭和50年環境庁告示第46号)第1に定める基準値</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>地 域 の 類 型</th> <th>基 準 値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>I</td> <td>70 dB以下</td> </tr> <tr> <td>II</td> <td>75 dB以下</td> </tr> </tbody> </table>	地 域 の 類 型	基 準 値	I	70 dB以下	II	75 dB以下	「環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令」(昭和46年政令第159号)に基づき、知事が地域の区分ごとに指定する地域																						
地 域 の 類 型	基 準 値																													
I	70 dB以下																													
II	75 dB以下																													

表1-6-1 公害関係各種地域指定等の状況

区分 市町名	SO _x		NO _x 総量規制指定地域	湖沼水特法指定地域	水質総量規制指定地域	生活排水対策重点地域	騒音 型音 指環 定境 地基 域準			騒音 規制法 指定 地域	振 動 規制法 指定 地域	悪 臭 防 止 法 規 制 地 域	工 業 用 水 法 指 定 地 域	ビ ル 用 水 法 指 定 地 域	府 条 例 に よ る 地 下 水 採 取 規 制	農 用 地 土 壌 汚 染 対 策 地 域
	総量規制 地域指定	K値					一般騒音	航空機 騒音	新幹線 鉄道騒音							
京 都 市	○	3.5 (2.34)	—	△	△	—	△	—	△	△条	△条	△	—	—	—	—
宇 治 市	○	3.5 (2.34)	—	—	△	—	△	—	—	△条	△条	○	—	—	—	—
向 日 市	○	3.5 (2.34)	—	—	○	—	△	—	△	△条	△条	○	—	—	—	—
長岡京市	○	3.5 (2.34)	—	—	○	—	△	—	△	△条	△条	○	—	—	—	—
八 幡 市	○	3.5 (2.34)	—	—	○	—	△	—	—	△条	△条	○	—	—	—	—
大 山 崎 町	○	3.5 (2.34)	—	—	○	—	△	—	△	△条	△条	○	—	—	—	—
久 御 山 町	○	3.5 (2.34)	—	—	○	—	△	—	—	△条	△条	○	—	—	—	—

(注) 1 凡例：当該市町の区域の全域が該当地域：○
 当該市町の区域の一部が該当地域：△
 非 該 当：—
 条例により法に準ずる指定を行っている場合：条
 (区域の一部の場合も同様)

2 「SO_x K値」のうち () 内は特別排出基準である。

(資料) 府企画環境部調べ